

暮らしを支える税

11月1日(金)から17日(木)は、「税を考える週間」です。税金には、国税・県税・市税があり、多くの公共サービスを支えています。市では、市民が健康で安全な暮らしができるよう、道路・下水道・公園の整備、教育や福祉の充実、消防・災害対策などに努めています。今回、その重要な財源となっている市税などについて紹介します。



◆市民税

個人の市民税は、毎年1月1日現在で、本市に住所を有する方などに対し、県民税と合わせて課税されます。

市内に住所がある方などは、法律によって所得などの申告が義務付けられています。

＊ただし、給与や年金所得のみで、給与や年金を支払う者から支払報告書が提出される方や、税務署に確定申告書を提出される方などは除きます。市では、提出された申告書や給与支払報告書などに基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。申告書などの提出がない場合、各種の所得控除や国民健康保険税の軽減措置が受けられないことがあります。

また、児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンなどに必要な所得証明書の交付も受けられないことがあります。

とがあります。

＊障害のある方は、障害者控除が受けられます。(必要な書類・障害者手帳など、障害の程度を証明できるもの)

＊介護認定を受けている方で、かつ障害者手帳を所持していない方は、障害者控除対象者認定書(該当される方には担当課より文書で通知)で控除が受けられます。

●均等割税率の改正(特例)

平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算され(合計で1000円)、個人住民税は年額5500円となります。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、公共施設の耐震化など、緊急防災・減災事業を推進する財源を確保するための措置です。

●寄附金税額控除

従来共同募金会・日本赤十字社・都道府県または市区町村に加え、県内

大切な納税

●市税を滞納すると…

納期限までに納税がない場合には、督促状を送付し、それでも納付がない場合は、催告書や電話などにより、納税の催告をします。滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めなければなりません。また、期日までに納税した方との公平性を保つため、財産(不動産・生命保険・預貯金・給与・年金など)の差し押え、取り立て、公売などを行い、市税に充てることとなります。

●納期限内に納付を

市税を滞納することは、納税者、本市ともに不利益となります。納付された貴重な税収を有効に活用するために、納期限内の納税に協力をお願いします。

＊市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国保税は、コンビニでも納付できます。

●納税は口座振替(口座引き落とし)で

納税を口座振替にすると…

- ・安心(納期を忘れても安心)
- ・安全(現金の取り扱いがなく、安全・便利(忙しい方には、特に便利))

です。口座振替は金融機関の窓口で受け付けています。手続きの際は、納付

に主たる事務所を有する公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人なども適用の対象となります。これらの団体へ寄附を行った方は、寄附先の領収書などを添付して申告されると、2000円を超える部分について、一定限度まで税額控除が受けられます。

◆固定資産税

毎年1月1日現在で所有している土地・家屋・償却資産に課税されます。



●各種届け出のお願い

次のような場合は、必ず届け出または申告をしてください。

- ①建物等新築したとき、または取り壊したとき(登記済みの建物は除く)
- ②増築や一部滅失など、建物の床面積が変わったとき
- ③未登記建物の所有者を変更するとき
- ④土地の利用状況を変更したとき
- ⑤災害で建物や土地に被害を受けたとき
- ⑥所有者や納税代表者または納税管理人が死亡したとき

⑦市外の所有者が転居したとき

●償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1月1日現在における資産を1月31日までに申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに郵送します。

なお、平成29年度の申告期限は、平成29年1月31日(火)です。

◆軽自動車税

毎年4月1日現在で、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・小型二輪に対して課税されます。

なお、今年度から、軽自動車の税率が改正されました。(例：軽自動車(乗用)7200円↓1万800円、原動機付自動車50cc1000円↓2000円など)



●早めの名義変更・廃車の手続きを

軽自動車などを他人に譲ったり、使わなくなったり、買替えをした場合は、変更または廃車の手続きが必要で

す。放置しておく、毎年課税されるので、注意してください。

●廃車などの手続先

▼125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車⇨本庁税務課または、各支所地域振興課

▼125ccを超え、250cc以下の二輪車および軽自動車⇨県軽自動車協会

☎099(261)4011
▼250ccを超える二輪車⇨鹿児島運輸支局
☎050(5540)2089

◆国民健康保険(国保)税

●あなたの共済制度

国保事業は、加入者みんなで税を負担して、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助制度です。

●保険の加入・脱退は早めに手続きを

就職・退職や転入・転出などで、国保への加入あるいは脱退の必要が生じた場合は、**14日以内**に本庁市民課または各支所地域振興課へ届け出てください。

国保税は、届け出の日から課税されるわけではなく、社会保険などの資格が失われた日、あるいは転入した日からとなります。届け出が遅れると、まとめて納めることとなりますので、注意してください。

書・預貯金通帳・通帳の届け出印を持参ください。(手続きは簡単・無料)

＊市税の口座振替については、毎回必ず通帳を確認してください。

●納税に関する相談

本庁2階収納課または各支所地域振興課では、随時、市税の納税相談を受け付けています。



窓口でのサービスなど

●証明書の発行

マイナンバーカードを所有されている方は、全国のコンビニで、最新の年度およびその前年度の所得課税証明書を取得できます。利用できない店舗もありますので、事前に確認ください。



本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーまたは出張所で、次の証明書を発行しています。

証明書の種類	手数料
・所得課税証明書 ・所得証明書 ・課税証明書(市県民税) ・納税証明書 ・営業証明書	200円
・軽自動車税の納税証明書(車検用)	無料

＊公的身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)が必要です。
＊代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の公的身分証明書と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

●昼休み窓口業務

12時から13時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

【問合せ】

▼市民税・国保税⇨税務課市民税グループ(内線2231)

▼固定資産税⇨税務課土地グループ(内線2241)・家屋グループ(内線2251)

▼軽自動車税⇨税務課税制グループ(内線2221)

▼税の収納関係⇨収納課(内線2421・2431)

▼支所管内における税⇨各支所地域振興課地域振興グループ